

公益財団法人目黒区勤労者サービスセンター  
評議員及び役員の報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款第15条及び第31条に基づき、公益財団法人目黒区勤労者サービスセンター（以下、「センター」という。）の評議員並びに理事及び監事（以下、「役員」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報 酬)

第2条 評議員及び役員は無報酬とする。

(旅費に関する費用弁償)

第3条 評議員及び役員が職務のために旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項に規定する旅費の種類及び額は、目黒区が定める職員の旅費に関する条例（平成12年3月条例第3号）の例により別途定める。

3 前2項の規定にかかわらず、評議員及び役員が評議員会、理事会及び監査への出席のため、又は理事長が招集するセンターの会議への出席のため旅行したときは、実費に替えて日額旅費として4,000円を支給することができる。ただし、目黒区の特別職及び一般職の身分を有する職員から選任された役員については、日額旅費は支給しない。

(旅費以外の費用弁償)

第4条 評議員及び役員が、議事録の作成又は評議員及び役員の登記のため、印鑑登録証明書等の証明書等（以下「証明書等」という。）の交付を受け、これをセンターに提出したときは、当該証明書等の交付手数料及び旅費の費用弁償として、1通について1,000円を限度として支給することができる。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うことができる。

(委 任)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益法人設立登記の日から施行する。

